

**住宅用火災警報器の設置状況の調査結果がまとまりました。**  
**県では住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理について**  
**県民の皆様に呼びかけています。**

## 1 新潟県における住宅用火災警報器設置状況（平成26年6月1日時点）

新潟県は設置率、条例適合率ともに全国平均を上回っています。

**【設置率】 81.9%（全国79.6%／全国20位）**

**【条例適合率】 73.8%（全国66.9%／全国10位）**

（消防本部別の結果は別紙1）

- ※ 設置率とは、県内市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている寝室と階段（寝室が2階以上にある場合）のうち、一箇所以上設置されている世帯（条例適合世帯を含む）の全世帯に占める割合。
- ※ 条例適合率とは、県内市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている寝室と階段（寝室が2階以上にある場合）の全てに設置されている世帯（条例適合世帯という）の全世帯に占める割合。

### 調査方法等の変更について

従来、訪問調査、アンケート調査等、各消防本部において一部異なる方法により調査された設置率調査結果の動向を基礎として、消防庁が推計したものを公表していました。

全住宅への義務化（平成23年6月1日）から3年経過した今回の調査結果は、消防庁が示した訪問調査を原則とする全国統一の調査方法により、各消防本部が実施した標本調査の結果をとりまとめたものです。

調査方法が異なるため、昨年の結果と単純比較することはできません。

なお、標本調査であるため、設置率等の数値には一定の誤差を含みます。

## 2 県の対応

県では、消防本部など関係機関と連携して、住宅用火災警報器の設置場所や火災予防に対する有効性等についてより一層周知を徹底し設置促進を図っていきます。また、新築住宅への設置が義務化された平成18年6月から8年以上経過していることから、住宅用火災警報器の適切な維持管理についても周知していきます。

県民の皆様には別紙2のとおりHPで呼びかけを行っています。

本件についてのお問い合わせ先  
防災局消防課予防係 大野、日下部  
直通電話：025-282-1665（内線6444）

## 消防本部別設置率及び条例適合率（平成 26 年 6 月 1 日時点）

消防本部	構成又は委託市町村	設置率 (平成25年6月)	設置率 (平成26年6月)	条例適合率 (平成26年6月)
新潟市消防局	新潟市	85.0%	78%	70%
長岡市消防本部	長岡市	82.0%	87%	86%
三条市消防本部	三条市	75.1%	72%	63%
柏崎市消防本部	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	76.4%	89%	82%
小千谷市消防本部	小千谷市	89.9%	97%	81%
見附市消防本部	見附市	92.2%	90%	58%
村上市消防本部	村上市、関川村、粟島浦村	82.5%	81%	73%
糸魚川市消防本部	糸魚川市	87.1%	100%	67%
五泉市消防本部	五泉市	77.7%	89%	87%
阿賀野市消防本部	阿賀野市	77.3%	67%	48%
佐渡市消防本部	佐渡市	86.2%	88%	83%
魚沼市消防本部	魚沼市	82.4%	81%	81%
南魚沼市消防本部	南魚沼市、湯沢町	82.8%	84%	76%
阿賀町消防本部	阿賀町	97.3%	92%	83%
加茂地域消防本部	加茂市、田上町	84.5%	82%	71%
燕・弥彦総合 事務組合消防本部	燕市、弥彦村	88.3%	70%	70%
新発田地域広域 事務組合消防本部	新発田市、胎内市、聖籠町	76.8%	76%	65%
十日町地域消防本部	十日町市、津南町	91.8%	82%	59%
上越地域消防 事務組合消防本部	上越市、妙高市	84.3%	91%	86%
<b>新潟県</b>		<b>83.5%</b>	<b>81.9%</b>	<b>73.8%</b>
<b>全 国</b>		<b>79.8%</b>	<b>79.6%</b>	<b>66.9%</b>

※標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいます。

※調査方法が異なるため、昨年の結果と単純比較はできません。



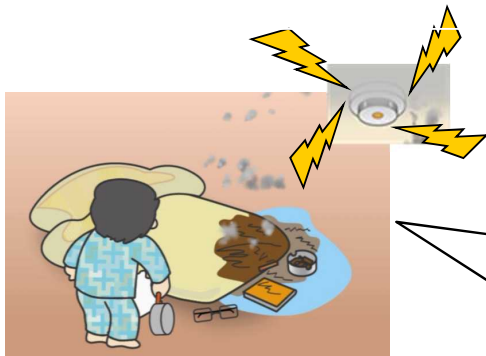
# 住宅用火災警報器を設置しましょう

- ① 全ての**寝室**と**階段**(寝室が2階以上にある場合)に必ず設置してください。
  - ・全ての住宅で設置が義務付けられています。
  - ・県内の3割近くの住宅でまだ設置されていません。
- ② 台所、居間など火気を取り扱う場所への設置もお勧めします。
- ③ 作動テストなど定期的な維持管理をお願いします。  
(電池が切れている場合もあります。)

住宅火災が後を絶たず、尊い命や貴重な財産が失われています。

住宅用火災警報器は火災の早期発見の切り札です！

県内でも多くの火災で被害の拡大を防いでいます。



タバコを吸いながら寝てしまい、住宅用火災警報器が鳴って目が覚め、煙が出ていた布団に水をかけて消火したため、大事に至らなかった。

コンロを消し忘れて外出してしまい、台所に付けていた住宅用火災警報器が鳴り、家の近くを通りかかった人が気づき、大事に至らなかった。



住宅用火災警報器の設置により大事に至らなかった事例が、新潟県内で**212**件報告されています。

(新築住宅への設置が義務化された平成18年以降で消防本部・署に連絡があったもの)



ジュウくん



ケイちゃん

【お問い合わせ先】  
お近くの消防本部・消防署 または  
新潟県防災局消防課 (電話: 025-282-1665) へ